（郵便物認可）　（本紙六頁）　明治二十三年十一月四日　（定價壹ヶ錢）

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千八百二十八號
明治廿三年十一月四日　火曜日
舊暦庚寅九月廿二日　（己丑）

日出入午前六時十分　午後五時四十分
月出入午後零時十四分　午後十時四十三分
滿潮午前九時四十八分　午後零時二十四分

（西暦一千八百九十年）

劇評募集の廣告

歌舞伎座の芝居も愈々開場のよしに付き時事新報は例に依り廣く藝評を世の好劇家に募り粹中の粹を得て之に挿繪を加へ紙上に掲載する筈なれば左の約束に從ひ續々投寄あらん事を乞ふ

一評は一幕にても總幕にても幕數は評者の隨意に任す紙上に登載したるものには一幕に付き時事新報一箇月分を呈す

一投稿の期は開場初日より一週間内とす

十一月　時事新報社

時事新報定價

時事新報へ一年三百六十五日一日も休刊せず其代價遞送料廣告料へ左ノ如シ

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ送送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ送料ヲ申受タ

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上	六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢		十錢五厘

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報

佛教銀行に就き一言

近頃世上に佛教銀行を設立せんとする計畫ありと云ふ其大要を聞くに佛教各宗派の寺院住職其他篤志者を株主とし其祠堂金及び積立金等を預り銀行普通の貸附割引等を營み其利殖の力に依りて大に佛教を伸張し慈惠公共の策を立るに在りと云ふ我輩は其發起者の如何あるを知らず又斯る計畫の實地充分に行はる可きやを知らざれども啻に角にみの風聞を耳にして佛教家の爲めに窃に痛惜して止まざるは他なし物先づ腐りて蟲生ず、銀行臨の佛教に附帶して生じたるは其社會全體の腐敗を徴す可ければあり凡そ宗教の盛衰は金に在らずして德に在り歌舞伎團體衆生を獨化し法雨全國に浸潤すれば天下無數の善男善女は共に隨喜の涙を流して寺院に歸依を捧ずるを吝まず或は嚴堂を建立する爲め或は教義を擴張する爲め隨時用度を要するあとあれば浮世を離脱したる緇衣の僧侶が自から其金を儲け得ずとも信徒の信仰に訴へて隨時之を集むるみとを得べし今の世間の僧侶堂は何んぞ其教祖たる何大師何上人の用心事業を顧ざるや日本國中寺院と云へば名勝靈場に位して其伽藍殿堂は各地隨一の壯觀と爲り無數の禮拜者をして其靈場に入りたるばかりにて忽ち法心歸正せしむる程の大經營を爲したるは果して何の德に由りしか其形を骨にして其の心を商にし金を貸して利息を取り銀又は高閣の上に束ねて日々簿記帳面に對し圖籍の勘定に忙はしくして始めて彼の殿堂建立費を集め得たるものあるや試に古來名僧の傳記を見よ或は自から入唐して教義學術技藝を究め以て斯道を傳へしものあり或は獨度の主義に據り慈愛の衆生を彼岸に達せしむる爲めとて勤勉を爽げ精業を楽しみ以て人生の便を增せしものもあり宗教以外に世を利し民を導き布教の勢を助けたるみと多しと雖ども身を以て利殖の局に當りたるものあるを聞かず已れを持するみと嚴にして夙夜懈るに匪ず租衣薄食も之を厭とせず艱難苦行も之を辭せずして斯民を教化したるは即ち佛者の功德なれば人民は宜に之を僧として尊ぶのみならず之を師とし事ふるの風を爲し尊信の餘り又みれが爲めに錢財を捐つるを憚らず雲水飄々の身にてありあがら愛に一山を開基せんとすれば無數の信徒、子の如く來りて千古巍然たる大伽藍を建立するみとを得たりしみとなり或は今の宗教弘布法は往時の如くならず其規模を大にする程その費用も亦多く現に西洋諸國にては新舊耶蘇教を弘布する爲め自國に廣大なる寺院を立て之れに關係する公共の事業も亦殆んど無數ありと雖ども自から足れりとせず各自教會の用度を以て彼の宣教師を遠國に流遣し到る處に學校を立て又病院を創設し鰥寡孤獨を救恤する等恩惠を撒き善根を施すは人の能く知る所にして今日英米佛國等より我日本國に來住する宣教師の數の少なからざると其弘教事業の手廣きとを見ても其一斑を知る可し事業大なるに隨て費用も自から大なれども其費用たる何れも信徒檀越の義捐金にして僧侶の儲け得たる金に非ず然るに今僧侶が銀行の株主と爲り或は其事務に預り一種の圓頂商人として寺院の有金を繰り廻はし取引萬端迂濶なくして果して其金を增殖して寺院を修め外觀を張るみとを得たりとするも佛教の功德は果して何れに存するや宗教の費きは寺院の立派なるが爲めに非ず全國多數の信者等に寺院を立派にする程の信仰あるの貧きなり、汝の嚴堂の廢顛したるは汝の德行の修さらざるが故なり、汝の布教の遍ねからざるは汝の熱心の厚からざるが故なり、汝の山門の廢敗したるは葷酒の臭氣に染むが故なり、今その本を勉むるみとを爲さず佛者にして利殖に從事するも斯る方便を以て集めたる金にて果して何人を教化せんと欲するや殊に銀行にて利を得るには成る可く高利に金を貸し嚴酷に返濟を促して假令へ人の怨を買ふも毫も假借する所ある可らず 諺に借る時の地藏顔に返す時の閻魔顔と云ふみとあり然るに借るの樂は短くして返すの苦は長く佛教銀行に對するものは彼の地藏顔を以てせず常に閻魔顔を以てするの態を呈するは今日尊常銀行者の實際に照らして明白なり柔和恐辱を旨とする佛教家が何として斯る地位に立つみとを得べきや或は佛教の前途に望みとして自暴自棄の窮策に出たるみとなれば又言ふ可きものなしと雖も日本の佛教必ずしも起國の境界にわたらざるは吾々教外の者にても尚ほ能く知る所なり然るを他に銀行利殖の力に因りて其教義を擴張し慈惠公共の目的を達せんとするが如き言語道斷沙汰の限りと云はざるを得ず今の佛教家中にも必ず我輩と所見を同ふする者多かるべしと思へども彼の佛教僧侶の風聞往々耳邊に達するを以て念の爲め愛に一言を陳じ置くものあり

雜報

○日本軍艦土耳其行紀事

（十月二十五日香港に於て）時事新報特派員　野田正太郎

先刻比叡金剛は今二十五日午後二時出發の由報せしが少々都合有之延引致しいよ〳〵明二十六日早朝抜錨の事となれり愛に秃筆を擱せて此榮譽ある日本帝國の軍艦比叡金剛が如何に香港に於て歡迎せられたるかを記し是にて目出度書簡通信の終を告ぐ可し

去る二十一日兩艦の香港に入るや英國軍艦六艘、佛國軍艦一艘、墺國軍艦一艘の碇泊するあり互に尊問應答の模樣は一々記すまでもなし遙か憐れなる土耳其遭難者を送りて君士但丁堡に赴くよし報て開知りたる諸國の軍艦は皆一樣に日本の義俠を賞歎して止まざりしが投錨の日、比叡一番分隊長坂本大尉が英國旗艦を訪ふや一士官あり此度は無論歐洲を巡るゝとなる可しと云ふ坂本大尉は否とよ仰せの如く歐洲へ參るは我々も至極望む所なれども海軍省の都合もありて此度は土耳其より直ぐに歸朝の途に上る筈なりと答ふるに一座の士官等爲に氣に顏見合せ居りしが忽ち「夫は又不思議なる事共かな日本國には目下何か國難にてもあるや如何に」と思も掛けぬ一問突然として落ち來る坂本大尉暫然立て曰く我日本帝國の海軍幼稚なりと雖も練習艦を以て戰時に用ふる者に非ず知らずや比叡金剛は我海軍の練習艦なり若し夫れ一旦國難の起るみとあるも比叡金剛は尚ほ練習艦として悠然たる可きのみと說き了るや喝采湧くが如く皆手を拍て快と叫ぶ、二十二日比叡金剛の兩艦長は司令官海軍大佐チャーヲ氏を旗艦ヴヰクトリー イヤニュエルに訪ふ談話にしてチャーヲ氏曰く歐洲諸國は日本の軍艦を見んと欲するみと久し殊に日本にては此度軍艦旗を新にしたれば請ふ其新軍艦旗を翻へして地中海を廻られよ當に我英國の喜びのみあらず歐洲諸國は大に之を歡迎す可し此事若し叶はずとならば切めては我英國地中海艦隊の本陣たるマルメ港には是非御立寄りくだされたしと思入て勸むるにぞ兩艦長は深く其厚意を謝するのみ、二十三日兩艦長香港大守代理フレヨング氏を政廳に訪ひ香港鎮臺司令官陸軍少將バーカー氏を其官宅に訪ふフレヨング氏は事新し氣に日本帝國が長足の進歩をなせしを歎し日本天皇陛下の厚き恩召は土耳其皇帝の深く感謝する所なる可く余は兩艦の到着に先ち此行あるを聞きて日本帝國の比類なる厚意に感じ居たりと述べバーカー氏も同じく此行を祝し余の去る五月現職に任せらるゝや親て暮ひ居たる日本國に行きて見る事容易なりと思ひ心中の喜は生來嘗て覺えざる程ありと御世辭を云ひしが何故に歐洲を廻らざるや何故に地中海を航せざるやと且勸め且訝るは誰も彼れも同じみとにて海内諸軍艦幕間の節も一々此動告に逢ひ此方面にては却て挨拶に窮したりと云ふ回顧すれば我時事新報は二艦積須復讐を出るに先ち君士丁但堡にのみ往返せずして此好き事でを以て日本の威名を他の文明諸國に輝かす可き實を極當せしが此邊の事は誰の國人所も側じものと見えたり

右の外香港陸軍鎮臺士官等の招宴もあり夏の庫上演觀樂みて彼れ一齊にロング サインを爲へば我れ一齊に「海行かば水屍屍山行かば草むす屍大君の邊にこそ死なめ顧みもせず」と唱ふる杯頗る壯快の會合度々ありたれども一々記するの暇なし月に水ートを漕て是より香港郵便局に到らざる如何せん讀者諒焉

○日本米馬耳塞へ輸入

（十月二十五日香港に於て）時事新報特派員　野田正太郎

日本米馬耳塞へ輸入り佛國馬耳塞港駐在ー氏に宛日本米輸入程左の回答ありたり

第一問　輸入稅（從價稅なり）

答輸入稅は定額稅なり米に付三法を課す外に一

第二問　輸入後入手數料

答手數料は二分とす

第三問　船舶諸費入費

答商品に係る關稅諸手數料

答商品に係る關稅諸手數料

答商品にして陸揚賃は一箱賃約束濟の商品なれば

にして運搬費は一噸（即

に付一法二十錢にして一

賃の約束を商品なれば

を合して一噸に付三法

費目毎檢査其他の費用

引渡人より商品を船道

直積入賃等の爲め一噸

但特約ある場合は除き

第四問　船舶況

答從來の慣習に依り馬耳

第五問　火災保險料

答在倉庫の商品は其價

當月は全額を課し二箇月

第六問　倉庫料

答船積内の倉庫料は商品

一噸に付一箇月四十錢

第七問　通常船賃運賃

答通常の荷船に佛國

米の米を送るには一噸即

錢を要す

右の如く佛國の商船より

其運賃の割合左の如し

一　巴里、里昂、地中海の

二　巴里周圍鐵道

三　北部鐵道

佛國鐵道の運賃は一噸

の割合低きなり故に全國

第八問　早速鐵道運賃

早速運賃通常運賃の殆んど

一噸に付百六十八法

第九問　市内運搬費

答市内運搬費は一定の

の割合高きなり通常請負人

第十問　諸費

答費として第一に關稅、米

付一法五十錢を請求す

に入る場合にあらざれ

第十一問　代金仕拂方

答米の賣買百六十日を通

例とす取引の約束

若し日本米にして馬耳塞

當日檢査賣買者相後少

陸料は賣相後初めの六日

に十錢を要す

第十二問　運賃割戻

答米の賣買百キロ入り

米の相場にして高下

決にして四十法以内

方とも割戻なり

右二種の如く先米を賣

輸出商等は賣品に相分り

した米を輸出せば必ず

右INOIMの印は在日

日本米馬耳塞に於

記

一佛貨四百二十法

内引

一佛貨千八法

一同百五法

一同百十法

一同六十法

一同十法五十錢

一同十五法

一同二百十法

一同百零五法

一同八百四十法

一同二百十法

小計佛貨九十七百四